

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第259号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 質問事案の概要

1 公文書公開請求

令和6年4月8日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「公開期日（R6.4月5日付け）公開（R6.3月18日付け環管第〇〇号）に関する〇〇地区に係る県が検査及び報告した書類に関するデーター全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和6年4月22日、実施機関は、本件請求に係る公文書は、「関係書類が存在しないため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年4月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

令和6年12月11日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

本来あるべき書類を隠した。

県条例に基づく公開請求の中で、第7条実施機関第7条1、公開請求が不備があるとして、電子的記録で出せと言われた中で、請求した。又、担当課は、請求したら（書面と電子的記録）とは別々なのであらためて出し直しを言われた物である。ファイルで出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

当初令和6年4月8日付けの公文書公開請求について、そもそも、令和6年4月5日に公文書公開をしていないことから、令和6年4月22日付け環管第〇〇号の公文書公開請求拒否決定の理由で「上記関係書類が存在しないため」として通知を行った。

審査請求人は、「本来あるべき書類であり出せ」と主張されているが、令和6年4月5日に公文書を公開した事実が無いため公文書を保有していない。

以上により、実施機関は、条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年12月11日	諮問
令和7年 9月25日 第3部会（第24回）	審議
同年10月30日 第3部会（第25回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「関係書類が存在しない」として本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、第3の2のとおり主張しているため、以下、本件請求に係る公文書の特定及び保有の有無について検討する。

2 本件請求に係る公文書の特定及び保有の有無について

実施機関は、令和6年4月5日に公開された令和6年3月18日付け環管第〇〇号公文書部分公開決定通知書に係る公文書の電磁的記録と特定している。

また、実施機関の弁明によると、令和6年4月5日に公文書を公開した事実がないため公文書を保有していないとのことである。

審査会において確認したところ、令和6年3月18日付け環管第〇〇号公文書部分公開決定通知書の公開開始日は「令和6年3月25日」と記載されており、また当該決定通知書に係る書類は令和6年4月5日に公開されていなかった。

実施機関は、本件請求に係る公開請求書の記載のとおり公文書を特定しているから、

実施機関の公文書の特定は妥当なものと認められる。

また、実施機関の弁明によると、令和6年4月5日に公文書を公開した事実がないため公文書を保有していないとのことである。当審査会において確認したところ、本件請求において、審査請求人が求める公文書の存在をうかがわせる事実は確認できなかつたため、当審査会としては、本件請求に係る公文書の存在を認めるることはできない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	